

## ISO/TC 8/SC 11(インターモーダル及び短距離海上輸送分科委員会)担当分

議長:Mr. Ørnulf Jan Rødseth(ノルウェー)、幹事国:韓国FILK(KATS)

担当	規格番号	標題	標題(邦訳)	概 要	制定等年月日	JIS化の状況
SC 11	ISO 7255:1985	Shipbuilding -- Active control units of ships -- Vocabulary	造船一船のアクティブ制御装置一用語	船のアクティブ制御装置に関する用語及び定義について取り纏めたもの。	1985.12.15.	—
SC 11 TC 8から移管	ISO 20858:2007	Ships and marine technology -- Maritime port facility security assessments and security plan development	船舶及び海洋技術－港湾施設の保安評価と保安計画の作成	ISPSコードにより要求される港湾施設に係る保安評価の実施及び保安計画の作成を行う人員の能力について取り纏めるとともに、これらを実施するための文書化に関する要求事項を提供するもの。	2007.10.15.	—
SC 11	ISO 21745:2019	Electronic record books for ships -- Technical specification and operational requirements	電子レコードブック－技術規定及び運用要件	海洋オペレーションに於ける電子ログブックの使用上の技術的及び運用上の要件を取り纏めるもの。【パナマおよび日本主導】	2019.09.03	—
SC 11	ISO 23323:2021	Ships and marine technology — Specification for software-based planned maintenance systems	船舶及び海洋技術－ソフトウェアベースの計画保守システムの仕様	この規格は、国際安全管理コード(ISM Code)の第10章(船舶及び設備の保守)への適用を支援することを目的に、同コードに関連する船上機器およびシステムを保守するためのソフトウェアベースの計画保守システムの最小要件を取り纏めたもの(船舶に特化しない一般的なソフトウェアメンテナンスガイドライン)。【韓国主導】	2021.09	—
SC 11	ISO 24060:2021	Ships and marine technology -- Ship Software Logging System for Operational Technology	船舶及び海洋技術－OT用船上機器のソフトウェアロギングシステム(SSLS)	この規格は、BIMCO-CIRM maintenance guidelinesのAppendix 5を基礎とし、船上装置及びシステムのOT用ソフトウェアロギングシステムのための指針を取りまとめたもの。船上機器及びシステムのソフトウェアバージョンとソフトウェア(機器)が適切に動作しているかを確認するためのログを得ることを目的とする。【米国主導】	2021.07	—
SC 11	ISO/CD 24060	Ships and marine technology -- Ship Software Logging System for Operational Technology	船舶及び海洋技術－OT用船上機器のソフトウェアロギングシステム(SSLS)	BIMCO-CIRMソフトウェアメンテナンスガイドラインに関しては、BIMCO他との共同提案としてIMOへ提出され、審議が行われているところ。一方で、IACSにおいてソフトウェアメンテナンスガイドライン策定のための検討が行われており、この検討結果をISO 24060:2021に反映するために改訂に着手することが、2024年9月にパナマで開催された、SC11総会で合意された。【米国主導】	CD照会終了段階として登録 2024.09.26	
SC 11	ISO 24060-2:2023	Ships and marine technology — Ship software logging system for operational technology — Part 2: Electronic service reports	船舶及び海洋技術－OT用ソフトウェアロギングシステム－電子サービスレポート	この規格は、ソフトウェアメンテナンスイベントの終了後に用いられるサービスレポートの標準化されたデジタル形式を取り纏めたもの。これにより、船のSSLSと直接統合し、船上ソフトウェアロギングに確実に記録できることを目的とする。BIMCO-CIRM maintenance guidelinesのAppendix 4(電子サービスレポート)を対象とした、OT用ソフトウェアロギングシステムを取り纏めることを目的としている。【米国主導】	2023.12	—
SC 11	ISO/AWI 25155	Track and trace events for vessels and cargo in maritime transport	海上輸送における船舶と貨物のイベントの追跡とトレース	この規格は、海事分野におけるあらゆる種類の貨物の追跡とトレースに使用されるイベントと関連情報要素を定義することを目的とし、適用範囲は、ターミナルへのゲートインからゲートアウトまでの船舶の航行をカバーし、ターミナル内の車両、フィーダー船、内陸水路はしけ、鉄道貨車などとの間の移動も含むとしており、情報通信はISO 28005 Series(電子出入港手続き(EPC))を基礎とするとしている。【ノルウェー主導】	NP投票承認 2024.05.27	—
SC 11	ISO 28005-1:2024	Ships and marine technology — Electronic port clearance (EPC) — Part 1: Message structures and application programming interfaces	船舶及び海洋技術－電子出入港手続き(EPC)－第1部:メッセージ構造とアプリケーション プログラミング インターフェイス	メッセージ送信要件、業務シナリオ、メッセージ構造、ソフトウェア要件等の電子出入港手続きに関連して必要な指針を取り纏めたもの。【ノルウェー主導】	2024.12	—

SC 11 TC 8から移管	ISO 28005-2:2021	Ships and marine technology — Electronic port clearance (EPC) — Part 2: Core data elements	船舶及び海洋技術—電子出入港手続き(EPC)—第2部:コアデータ要素	船舶と港湾間における電子通関手続きに関するIMO参照データモデルで定義されているデータ要素とデータモデルをXMLデータ構造で送受信するために必要なデータ要素とデータモデルの詳細を取り纏めたもの。また、この規格は、IMO Resolution MEPC.138(53)で修正されたIMO Resolution A.851(20)で定義された必須の船舶報告及びIMO Resolution A.862で定義されたバルクロード・アンロード情報をXMLデータ構造で送受信するために必要なデータ要素も定めている。この規格とIMO参照データモデルのデータ要素リストとの関連はこの規格の附属書Bに記載。【ノルウェー主導】	2021.05	—
SC 11	ISO/CD 28005-2	Ships and marine technology — Electronic port clearance (EPC) — Part 2: Core data elements	船舶及び海洋技術—電子出入港手続き(EPC)—第2部:コアデータ要素	ISO中央事務局から、ISO/IEC Directives Part 1の2.11項と附属書Gに基づき、ISO 28005-2とISO 28005-3との統合を求められおり、2024年9月にパナマで開催された、SC11総会で、統合のための改訂着手を行うことが合意された。【ノルウェー主導】	CD照会終了段階として登録 2024.09.26	
SC 11	ISO 28005-3:2024	Ships and marine technology — Electronic port clearance (EPC) — Part 3: Data elements for ship and port operation	船舶及び海洋技術—電子出入港手続き(EPC)—第3部:管理及び運航データ交換のための技術規格	<p>この規格は、船の寄港に関する海と陸の関係者の調整に用いられる基本的なメッセージ交換とデータ要素を取り纏めている。これは以下に関連する。</p> <p>1) 当局への通知と申告 2) 寄港に関する特定のプロセスの計画と実行。例: バースの割り当て、到着、出発。</p> <p>範囲としては、船舶の通知や申告、移動、地理的位置、及びタイムスタンプをカバーする。この規格では、メッセージ交換のための前後関係を提供する「スケルトン」プロセスに関しても定義する。</p> <p>この中で重要なのは、寄港地のビジネスプロセスを最適化し、エンド・ツー・エンドのサプライチェーンにおいて顧客に持続可能なソリューションを提供することによってGHG排出量を削減する目的で、港湾・海事行政同様に港湾・海運セクターに対して、いかにして船のJIT到着(Just in time:ちょうど間に合って到着すること)を促進するかについての情報や提案を提供することである。【ノルウェー主導】</p>	2024.12	—